

届出手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約が見込まれる期間中(雇用が見込まれる期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000万円 活動1日あたり 100万円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約が見込まれる期間中(雇用が見込まれる期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	1. 離職する企業より求職者を受け入れる場合 着手金(1件あたり) 1,000万円 活動費(1日あたり) 100万円 2. 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の想定年収の 100% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度について】

求人者への雇入れ後6か月以内に求職者が本人の都合により退職した場合は、次の基準により手数料の一部を返還致します。

- (1) 雇入れ後3か月以内の場合：手数料額の50%
- (2) 雇入れ後3か月を超え6か月以内の場合：手数料額の10%

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

許可番号

03-ユ-010019

事業所の名称及び所在地 株式会社アイビーシー・ソフトウェア

岩手県盛岡市志家町6-1 アイビーシー放送会館